

防府市自治基本条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第十六条 市長等は、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報の保護を適正に行うとともに、<u>自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障しなければなりません。</u></p> <p><u>2 個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めます。</u></p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第十六条 市長等は、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報の保護を適正に行うとともに、<u>保有個人情報の開示、訂正又は利用停止を請求する権利を保障しなければなりません。</u></p>